

商店街DX推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、商店街におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の入口となるキャッシュレス化を推進するため、商店街及び商工団体（以下「商業団体」という。）が行うキャッシュレス決済端末導入及びその広報活動に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街

商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定される商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体並びにこれらの連合会等（市区町村区域内で組織されたものに限る）をいう。

(2) 商工団体

商工会法（昭和35年法律第89号）に規定される商工会及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定される商工会議所で、管轄内の商店街に係る補助対象事業を実施するものをいう。

(3) キャッシュレス決済端末

電子マネー、QRコード、クレジットカード等一般的な販売に繰り返し利用できる電子的決済手段であるキャッシュレス決済を行うため、専用コードやカードの読み取り等に必要となる電子機器をいう。ただし、QRコードを店舗が掲示し、消費者がスマートフォンなどで読み取る方式で、付随する端末導入を伴わない場合は、ここでいうキャッシュレス決済端末の導入に該当しないものとする。

(4) キャッシュレス決済導入率

商店街の会員のうち、店舗においてキャッシュレスによる決済方式を導入している会員の割合をいう。なお、QRコードを店舗が掲示し、消費者がスマートフォンなどで読み取る方式は、ここでいうキャッシュレス決済方式に該当し、キャッシュレス決済導入率の算定対象とする。

(5) キャッシュレス決済導入率の算定対象及び補助事業の参加対象となる商店街会員

次の業種を営む会員のうち、消費者への商品・サービス提供の対価として、店舗等において現金決済又はキャッシュレス決済を行う者をいう。ただし、申請時点で休業している者は除く。

ア 飲食業

イ 小売業

ウ サービス業

エ その他知事が定める業種を営む会員

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、商業団体とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象になる事業は、事業実施主体が行う次のいずれかの事業とし、補助事業の対象経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は別表のとおりとする。

(1) 商業団体が一体的に行う商店街会員店舗へのキャッシュレス決済端末の導入に係る事業

(2) キャッシュレス決済に関連する商店街のPRや販売促進イベント等

2 前項第1号の事業は、令和4年2月末日までにキャッシュレス決済サービスの加盟手続とキャッシュレス決済端末及び付随する端末の代金の支払を完了するものでなければならない。また、同項第2号の事業は令和4年2月末日までに完了する（経費の支払を含む）ものでなければならない。

3 商業団体の運営改善及び組織強化事業並びに商業団体以外が主催する事業並びに国庫補助対象事業並びに県の他の補助制度の交付対象になる事業は、除くものとする。

4 第1項で規定する事業に要する経費であって、本補助制度の概要を公表した令和3年11月25日以降で交付決定より前に着手した事業に要する経費についても、適正と認められる場合は、補助金の交付対象とすることができる。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条の申請をするに当たって、事業実施主体が課税事業者（免税事業者及び易課税事業者以外）の場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付申請書の添付書類)

第6条 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

(1) 対象となる商店街の役員及び加盟店の代表者等の氏名、住所、店舗所在地、会社名（屋号）、業種及び連絡先を記した名簿（任意様式）

(2) 事業実施主体の定款・規約等（事業実施主体が商工団体の場合、対象となる商店街の定款・規約等を含む）

(3) 補助事業の実施体制に関する資料

(4) 見積書の写し

(5) 商店街会員店舗が作成し、商業団体に提出した様式第1号別紙様式1-2及び添付書類の写し

(6) その他知事が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 知事は商業団体から第5条の様式第1号の提出があったときは、別に定める審

査基準及び審査手順により審査のうえ、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業を実施する商業団体（以下「補助事業者」という）に通知するものとする。

- 2 知事は前項の審査において、既に交付決定されている他の補助事業者の交付決定額に応じて補助金額を調整することができる。

（交付決定通知書の様式）

第8条 前条により交付を決定された補助事業者に通知する規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

- 2 知事は、交付決定に当たり、第5条第3項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第5条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第5条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについて、補助金の額の確定時点において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で、知事が当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとなる旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条に規定する申請の取下げの期間は、交付決定通知書を受領した日から7日以内とする。

- 2 前項の規定による申請の取下げを行おうとするときは、様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

（事業内容の変更等）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る計画を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、様式第4号の変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更とは次の各号に掲げるとおりとする。
 - （1）補助対象経費の20%を超えない流用を行うとき。
 - （2）変更内容が補助金の交付目的に反せず、かつ事業の対象、数量、実施方法等に大幅な変更がないもの。

（変更等の承認）

第11条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第5号により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業遅延の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第6号の報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業遅延に係る指示）

第13条 知事は、前条の遅延の報告があったときは、その内容を審査し、当該事業の遅延を承認するか否かを決定し、必要な指示とともに書面により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第14条 規則第11条の規定による状況報告について、知事が必要と認めて要求したときは、補助事業者は、様式第7号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第15条 規則第13条の報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 様式第9号による検査調書

(2) 商店街会員店舗へのキャッシュレス決済端末の導入に係る支出が確認できる書類の写し

(3) キャッシュレス決済に関連する商店街の広報活動に係る支出が確認できる書類の写し

(4) キャッシュレス決済端末の導入が確認できる写真

(5) キャッシュレス決済サービスの加盟手続を完了したことが分かる書類の写し

(6) その他知事が必要と認めるもの

3 第5条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出するに当たって、補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合で、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

(実績報告書の提出時期)

第16条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内又は補助事業の実施年度の3月10日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(額の確定通知書の様式)

第17条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第10号により行う。

(補助金の支払)

第18条 補助金は規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11号の補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第15条第3項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）等を様式第12号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、取得価格が10万円以上のものとする。ただし、補助事業により新たに導入したキャッシュレス決済端末、汎用端末、付属品は取得価格にかかわらず管理対象とする。

3 補助事業者は、前項に定める取得財産等について、様式第13号による取得財産等管理台帳（明細表）を備え管理しなければならない。

4 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、事業年度終了（当該財産取得）後5年とする。

5 補助事業者は、第2項に定める取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第14号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

6 知事は、補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の整備等)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第22条 補助事業者は、規則第5条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(収益納付)

第23条 知事は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第24条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第25条 知事は、別途定める一定の要件に該当した場合、補助金交付決定の全部または一部を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

別表（第4条関係）

1 対象経費

<p>①キャッシュレス決済端末の導入費用等</p> <p>ア キャッシュレス決済端末 据置型端末、モバイル端末、必要なソフトウェア等 ※クレジットカード、電子マネー、QRコード決済等に対応するもの</p> <p>イ 付属品 バーコードリーダー、レシートプリンター、レジスタ、暗証番号 入力キーパッド、ディスプレイ、SIMカード等</p> <p>ウ 汎用端末 スマートフォン、タブレット、PC等 ※決済端末導入に付随するものであり、専ら決済端末と一体で使用するものに限る。ただし、付属品又は汎用端末のみを導入（購入）する場合であっても、商店街会員が新たに加盟するキャッシュレス決済システムに連動して使用することが確認できるものは、補助の対象とすることができる。</p> <p>エ キャッシュレス決済端末の設置費用及び設置に伴う工事費用</p> <p>②広報活動費 キャッシュレス決済に関連する商店街のPRや販売促進イベント等 ＜対象経費＞</p> <p>ア 印刷製本費 印刷費、資料製本費等</p> <p>イ 物品購入費 資料、装饰材料、特定の事業に使用する消耗品等</p> <p>ウ 役務費 郵送代、広告代等</p> <p>エ 委託費 デザイン委託等</p> <p>オ 謝金、賃金 （専門家派遣の謝金は県が負担）</p>
<p>(注) 対象外経費</p> <p>ア ポイント還元費用、割引料</p> <p>イ リース料及びレンタル料</p> <p>ウ 割賦支払による経費</p> <p>エ 通信費用（回線使用料等）</p> <p>オ 間接的な経費</p> <p>カ 景品等</p> <p>キ その他知事が定めるもの</p>

別表（第4条関係）

2 補助率・補助上限額

①キャッシュレス決済端末の導入費用等

キャッシュレス決済端末を導入する商店街会員店舗ごとに算出した金額の合計額を補助金額とする。

ア-1 商店街会員（第2条第1項第5号に規定するキャッシュレス決済導入率の算定対象となるものに限る。以下同じ。）のキャッシュレス決済導入率が9割以上かつ、新たに商店街会員の10店舗以上がキャッシュレス決済端末を導入する場合

ア-2 新たに商店街会員の20店舗以上がキャッシュレス決済端末を導入する場合

補助率 10分の10以内

補助上限額 1店舗あたり4万円

イ ア-1, 2以外の場合

補助率 2分の1以内

補助上限額 1店舗あたり2万円

②広報活動費

商店街会員のキャッシュレス決済導入率が9割以上かつ、新たに商店街会員の10店舗以上がキャッシュレス決済端末を導入する場合

補助率 10分の10以内

補助上限額 30万円

（対象となる商店街会員数が10店舗未満の商店街の特例）

商店街会員のキャッシュレス決済導入率が10割かつ、新たに商店街会員の半数以上がキャッシュレス決済端末を導入する場合

①キャッシュレス決済端末の導入費用等

キャッシュレス決済端末を導入する商店街会員店舗ごとに算出した金額の合計額を補助金額とする。

補助率 10分の10以内

補助上限額 1店舗あたり4万円

②広報活動費

補助率 10分の10以内

補助上限額 30万円

1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

商店街DX推進事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地

事業実施主体名

代表者職・氏名

上記補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 対象となる商店街

2 補助金交付申請額

金 円（内訳：端末費用 _____ 円、広報活動費： _____ 円）

3 申請区分

区分	該当するものに○	条件
キャッシュレス決済端末導入費用	①	商店街会員のキャッシュレス決済導入率が9割以上かつ、新たに商店街会員の10店舗以上がキャッシュレス決済端末を導入する（補助率10分の10以内）
	②	新たに20店舗以上が導入する（補助率10分の10以内）
	③	商店街会員数が10店舗未満の商店街で、商店街会員のキャッシュレス決済導入率が10割かつ、新たに商店街会員の半数以上がキャッシュレス決済端末を導入する（補助率10分の10以内）
	④	上記以外の場合（補助率2分の1以内）
広報活動費	⑤	商店街会員のキャッシュレス決済導入率が9割以上かつ、新たに商店街会員の10店舗以上がキャッシュレス決済端末を導入する
	⑥	商店街会員数が10店舗未満の商店街で、商店街会員のキャッシュレス決済導入率が10割かつ、新たに商店街会員の半数以上がキャッシュレス決済端末を導入する

4 補助事業の実施計画及び添付書類等

別紙様式1-1のとおり

5 事業の着手及び完了（予定）期日

着手（予定）期日 令和 年 月 日

完了（予定）期日 令和 年 月 日

（連絡担当者）

フリガナ
役職・氏名：

電 話：

Eメール：

別紙様式 1 - 1

補助事業実施計画

1 事業実施主体の概要

(フリガナ) 名 称		所 在 地	
(フリガナ) 代 表 者 職・氏名		電 話 番 号	
会 員 数	名		
設 立 年 月	年 月		

※事業実施主体が商工団体の場合に記入

対象となる商店街の概要

(フリガナ) 名 称		主たる事務 所の所在地	
(フリガナ) 代 表 者 職・氏名		電 話 番 号	
会 員 数	名		
設 立 年 月	年 月		

2 事業計画等

区分	端末導入・広報活動 (該当するものを○で囲む)	実施時期	
事業内容			
事業効果			

3 交付を受けようとする補助金の額の算出基礎等

総収入額 a=b+c+d		円	総支出額 e=f+ g		円	
内 訳	県補助額 b	端末	円	補助対象経費 f	端末	円
		広報	円		広報	円
	事業実施主体等負担額 c		円	補助対象外経費 g	円	
	その他収入額 d		円		※ a=e	

4 事業実施主体等負担額(c)及びその他収入額(d)の内訳 (単位 円)

負担者名	金額	負担方法
合計	c+d	—

5 経費の内容等 (単位 円)

経費区分	補助対象経費(税込)	補助対象外経費	内容等(内訳・積算等)
【端末導入】			
小計			
【広報活動】			
小計			
合計	f	g	—

6 キャッシュレス決済導入率の状況等

・商店街全会員数：_____

・商店街全会員のうち下記（※）に該当する会員数：_____（A）

※飲食業、小売業、サービス業を営む会員のうち、消費者への商品・サービス提供の対価として、店舗等において現金決済又はキャッシュレス決済を行う者

（1）上記Aのうちキャッシュレス決済を導入している店舗

店舗名	業種	所在地	導入しているキャッシュレス決済の種類及び端末設置の有無
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
店舗数合計（a）	_____店舗		
補助事業実施前のキャッシュレス決済導入率（a/A）			_____%

＜記入例＞

キャッシュレス決済端末は使用していないが、QRコード決済を消費者読取方式で導入している場合

⇒「〇〇ペイ、端末無し」

※キャッシュレス決済の種類

クレジットカード、電子マネー、QRコード決済等

※既にキャッシュレス決済を導入している店舗を補助の申請対象とする場合は「（1）キャッシュレス決済を導入している店舗」及び「（2）新たにキャッシュレス決済端末を導入する店舗」の両欄に記載すること

※記入欄が不足する場合は、本紙を複数枚使用してください。その際、キャッシュレス決済導入率は最終ページに記入してください。

※キャッシュレス決済導入率は小数点第1位を切上げ

(2) 新たにキャッシュレス決済端末を導入する店舗

店舗名	業種	所在地	導入するキャッシュレス決済の種類及び設置する端末の内容	端末価格等(円、税込) ① <small>商店街会員店舗から提出された別紙様式1-2「1 導入する端末等」の費用合計(f)を記入 商店街が購入する場合は、商店街が把握する購入金額を記入</small>	店舗ごとの補助金申請額(円) ② <small>①×補助率により算出 ・店舗ごとに算出した金額の1円未満切捨て ・補助率は様式第1号「3申請区分」の該当条件に記載の補助率(10/10又は1/2)</small>
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
店舗数合計 (b) _____店舗 (うちa・bに重複する店舗数 (c) _____店舗)			合計	_____円①	_____円②
補助事業実施後のキャッシュレス決済導入率 ((a+b-c)/A)			_____%		

※記入欄が不足する場合は、本紙を複数枚使用してください。その際、合計及びキャッシュレス決済導入率は最終ページに記入してください。

※キャッシュレス決済導入率は小数点第1位を切上げ

※無料端末を導入する会員店舗についても、記入してください。

商店街DX推進事業に係るキャッシュレス決済端末導入事業参加申請書

令和 年 月 日

(あて先) 商店街名・代表者名 (商工団体名・代表者名)	(申請者) 事業所所在地 申請者名 (企業名・屋号) (代表者名) 電話番号 業種
------------------------------------	--

上記の事業に参加したいので、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

1 導入する端末等

端末製品名等	端末種類 (本体・汎用・付属品)	メーカー・型番	価格 (円、税込)
費用合計			(f)

2 新たに導入する決済方法の種類

*該当するものに☑をつけ、名称を () に記入	
<input type="checkbox"/> クレジットカード	()
<input type="checkbox"/> 電子マネー	()
<input type="checkbox"/> QRコード決済	()
<input type="checkbox"/> その他	()

3 導入計画

導入契約・設置時期、代金支払時期など具体的に記入

4 現在のキャッシュレス決済導入状況

*既に保有・対応しているものに☑をつけ、記入例を参考に内容を () に記入	
<input type="checkbox"/> 決済端末	() 例 ○○社のクレジットカード決済端末、△△社のタブレット端末
<input type="checkbox"/> 決済方法	() 例 クレジットカード、○○pay、△△ペイ

5 添付書類

- (1) 見積書等 (キャッシュレス決済端末、汎用端末、付属品の導入に係るもの)
- (2) カタログ等 (導入する機器等の仕様ほか概要がわかるもの)

令和 年 月 日

埼玉県知事

(申請者)
住 所
名 称
代表者

誓約書

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

令和 年 月 日

埼玉県知事

(商店街)
住 所
名 称
代表者

誓約書

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

商店街DX推進事業補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

補助事業者 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった上記補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定金額
金 円

2 交付決定内容

3 支払方法

4 交付の条件

- (1) 補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、商店街DX推進事業補助金交付要綱（令和3年12月24日決裁。以下「要綱」という。）、商店街DX推進事業補助金交付要領（令和3年12月24日決裁。以下「要領」という。）に定めるところに従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき
 - イ 補助対象経費の20%を超える流用を行うとき
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) (1) 又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) 補助事業者は、要綱第5条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助金の額の確定時点においてもなお消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、補助事業者が補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で要綱第19条に定める様式第12号により速やかに知事に報告するとともに、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を知事に返還しなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間整備しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（キャッシュレス決済端末等又は取得価格が10万円以上のもの）については、「取得財産等管理台帳（明細表）」（様式第13号）を備え、管理しなければならない。
- (9) 知事は必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員に帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。
- (10) 実績報告に当たり、商業団体と商店街会員の間で補助事業に係る経費を精算している場合、その内容がわかる書類を提出しなければならない。
- (11) 実績報告に当たり、交付申請書「3申請区分」に記載した条件を満たしていない場合、次のとおり取り扱うものとする。
 - ・申請した条件①又は②若しくは③を満たしていない場合：条件④の補助率を適用する。
 - ・申請した条件⑤又は⑥を満たしていない場合：交付決定を取り消す。

この交付決定に対して不服がある場合における規則第8条に規定する申請の取下げは、要綱第9条第1項の規定により、この交付決定通知を受けた日から7日以内とする。

商店街DX推進事業補助金申請取下げ届出書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助金の交付申請を、下記理由により取り下げたいので、商店街DX推進事業補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

1 申請を取り下げる理由

様式第4号（第10条関係）

商店街DX推進事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、商店街DX推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容及び理由
- 2 変更申請事業計画書
（様式第1号の記以下の記載要領に準ずること）

様式第5号（第11条関係）

商店街DX推進事業変更（中止・廃止）（不）承認書

第 号
令和 年 月 日

補助事業者 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を通知し、令和 年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請があった上記補助事業については、下記のとおりです。

記

1 承認・不承認

2 その他（条件等）

商店街DX推進事業遅延報告書

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業について、商店街DX推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

(1) 当初予定

(2) 実績及び今後の計画

2 同上に要した経費

区 分	当初の予算（円）	支出済の額（円）
合 計		

3 遅延の内容及び理由

(1) 遅延の内容

(2) 遅延の理由

4 遅延に対してとった措置

商店街DX推進事業遂行状況報告書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の遂行状況について、補助金等の交付手続等に関する規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業遂行状況（別紙のとおり）
- 2 事業着手 令和 年 月 日
- 3 事業完了予定 令和 年 月 日

別紙

事業遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	備考

(2) 支出の部

区分	予算額 (円)	支出済額 (円)	支出未済額 (円)	備考

2 事業別状況

費目	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)		

商店街DX推進事業実績報告書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額
金 円
- 2 補助金の実績報告額
金 円（内訳：端末費用 _____円、広報活動費： _____円）
（キャッシュレス決済端末導入費用の補助率 _____ / _____）
- 3 補助事業の実績等
別紙様式8-1

別紙様式 8-1

補助事業の実績

1 補助事業者の概要

(フリガナ) 名 称		所在地	
(フリガナ) 代表者名		電話番号	
会 員 数	名		
設立年月	年 月		

※補助事業者が商工団体の場合に記入
対象となる商店街の概要

(フリガナ) 名 称		主たる事務 所の所在地	
(フリガナ) 代表者 職・氏名		電話番号	
会 員 数	名		
設立年月	年 月		

2 実施結果等

区分	端末導入・広報活動 (該当するものを○で囲む)	実施時期	
結果・変更点等			
総合評価	A ・ B ・ C		
評価項目	評価	理由	
①計画していたキャッシュレス 決済導入率等を達成できたか	A ・ B ・ C		
②商店街の広報活動を効果的に 実施できたか	A ・ B ・ C		

- ※ A 十分にできた B 概ねできた C あまりできなかった のいずれかに○印を付け、「理由」欄にその理由を記載すること
- ※ 広報活動費の補助を受けていない場合は②は空欄で可

3 事業実績に基づく補助金の額の算出基礎等

総収入額 $a=b+c+d$		円	総支出額 $e=f+g$		円	
内 訳	県補助額b	端末	円	内訳 補助対象経費 f	端末	円
		広報	円		広報	円
	補助事業者等 負担額 c		円	補助対象外経費 g		円
		※ $a=e$				
その他収入額 d		円				

4 補助事業者等負担額(c)及びその他収入額(d)の内訳

(単位 円)

負担者名	金額	負担方法
合計	c+d	

5 経費の内容等

(単位 円)

経費区分	補助対象経費 (税込)	補助対象外経費	内容等 (内訳・積算等)
【端末導入】			
小計			
【広報活動】			
小計			
合 計	f	g	—

6 キャッシュレス決済導入率の状況等

・商店街全会員数：_____

・商店街全会員のうち下記（※）に該当する会員数：_____（A）

※飲食業、小売業、サービス業を営む会員のうち、消費者への商品・サービス提供の対価として、店舗等において現金決済又はキャッシュレス決済を行う者

(1) 上記Aのうちキャッシュレス決済を導入している店舗

店舗名	業種	所在地	導入しているキャッシュレス決済の種類及び端末設置の有無
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
店舗数合計 (a)	_____店舗		
補助事業実施前のキャッシュレス決済導入率 (a/A)			_____%

<記入例>

キャッシュレス決済端末は使用していないが、QRコード決済を消費者読取方式で導入している場合
⇒「〇〇ペイ、端末無し」

※キャッシュレス決済の種類
クレジットカード、電子マネー、QRコード決済等

※既にキャッシュレス決済を導入している店舗を補助の申請対象とする場合は「(1) キャッシュレス決済を導入している店舗」及び「(2) 新たにキャッシュレス決済端末を導入する店舗」の両欄に記載すること

※記入欄に不足がある場合は、本紙を複数枚使用してください。その際、キャッシュレス決済導入率は最終ページに記入してください。

※キャッシュレス決済導入率は小数点第1位を切上げ

(2) 新たにキャッシュレス決済端末を導入した店舗

店舗名	業種	所在地	導入したキャッシュレス決済の種類及び設置した端末の内容	端末価格等 (税込) (円) (①) <small>商店街会員店舗から提出された別紙様式8-2「1 導入した端末等」の費用合計(f)を記入 商店街が購入した場合、商店街が把握する購入金額を記入。</small>	店舗ごとの補助金申請額 (円) (②) <small>①×補助率により算出 ・店舗ごとに算出した金額の1円未満切捨 ・補助率は様式第8号「2 補助金の実績報告額」括弧書きに記載の補助率(10/10又は1/2)</small>
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
店舗数合計 (b) <small>_____店舗</small> (うちa・bに重複する店舗数 (c) <small>_____店舗</small>)			合計	_____円①	_____円②
補助事業実施後のキャッシュレス決済導入率 ((a+b-c)/A)			_____ %		

※記入欄に不足がある場合は、本紙を複数枚使用してください。その際、合計及びキャッシュレス決済導入率は最終ページに記入してください。

※キャッシュレス決済導入率は小数点第1位を切上げ

※無料端末を導入する会員店舗についても、記入してください

商店街DX推進事業に係るキャッシュレス決済端末導入事業実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 商店街名・代表者名 (商工団体名・代表者名)	(申請者) 事業所所在地 申請者名 (企業名・屋号) (代表者名) 電話番号 業種
------------------------------------	--

上記の事業が完了したので、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

1 導入した端末等

端末製品名等	端末種類 (本体・汎用・付属品)	メーカー・型番	価格 (円、税込)
費用合計			(f)

2 新たに導入した決済方法の種類

*該当するものに☑をつけ、名称を () に記入	
<input type="checkbox"/> クレジットカード	()
<input type="checkbox"/> 電子マネー	()
<input type="checkbox"/> QRコード決済	()
<input type="checkbox"/> その他	()

3 導入実績

導入契約・設置時期、代金支払時期など具体的に記入

4 添付書類

- (1) 納品書、請求書、領収書 (キャッシュレス決済端末、汎用端末、付属品の導入に係るもの)
- (2) キャッシュレス決済端末を導入したことが確認できる書類 (注文書 (請書) の写し、設置工事を完了したことがわかる書類)
- (3) キャッシュレス決済端末等を設置したことが確認できる写真
- (4) キャッシュレス決済サービスの加盟手続を完了したことがわかる書類の写し
- (5) 汎用端末又は付属品のみを補助金の対象とする場合は、キャッシュレス決済システムと連動して使用することを証明する書類の写し (機器の使用を伴うキャッシュレス決済システムの加盟契約書等)

商店街DX推進事業補助金検査調書

検査日 令和 年 月 日

補助事業者名

役職名

氏名

項目	確認	
1 補助事業者は、事業の実施において交付決定内容及び条件に従っていたか	<input type="checkbox"/>	
2 事業ごとの収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えているか。	<input type="checkbox"/>	
3 収入及び支出等についての証拠書類を整理保管しているか。	<input type="checkbox"/>	
4 自己資金の負担方法は適正か。	<input type="checkbox"/>	
5 借入金やその返済方法などに問題はないか。	<input type="checkbox"/>	
6 事業の記録は整理されているか（写真、会議録など）	<input type="checkbox"/>	
7 キャッシュレス決済端末ほか取得財産等の管理体制等は適正か。	<input type="checkbox"/>	
8 補助事業者及び商店街会員は、申請に照らして、事業を適正に行っていたか。	<input type="checkbox"/>	

様式第10号（第17条関係）

商店街DX推進事業補助金確定通知書

第 号
令和 年 月 日

補助事業者 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした上記補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった事業実績報告書等により審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定に基づき通知します。

記

交付すべき金額 金 円

商店街DX推進事業補助金請求書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知を受けた上記の補助金について、商店街DX推進事業補助金交付要綱第18条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 対象となる商店街名
- 2 補助金の交付請求金額
金 円
- 3 振込先口座情報等

金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号
		普通 ・ 当座	

口座名義（カタカナ） _____

※通帳の表紙裏等にカタカナで印字されている名義を記入すること
また、確認用資料として、該当部分の写しを提出すること

債権者コード（13桁）No. _____
※埼玉県の債権者登録（振込先口座情報等の登録）をしている場合は記入すること

様式第12号（第19条関係）

商店街DX推進事業補助金に係る消費税
及び地方消費税の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知を受けた上記事業の補助金
について、商店街DX推進事業補助金交付要綱第19条第1項の規定により、下記のとおり報告しま
す。

記

- 1 対象となる商店街名
- 2 補助金の額（県が確定通知書により通知した額）
円
- 3 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額
円
- 4 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
円
- 5 補助金返還相当額（4－3）
円

（注）1 積算の内訳を添付してください。
2 課税事業者であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税等仕入控除による減額等の
対象額とは限りません。

取得財産等管理台帳（明細表）

補助金名：商店街DX推進事業補助金

補助事業者名： _____

財産名 (区分)	財産取得者	規格	数量	単価（円）	金額（円）	取得年月日	保管場所	県補助率	備考

- (注) 1. 対象になる取得財産等は、取得価格又は効用の増加額が10万円以上のものとします。ただし、補助事業により新たに導入したキャッシュレス決済端末、汎用端末、付属品は取得価格にかかわらず管理対象とします。
2. 「数量」欄は、同一規格であれば一括して記入して差し支えありません。ただし、単位が異なる場合は区分して記入してください。
3. 「取得年月日」欄は、検査を行う場合は、検収年月日を記入してください。
4. 「保管場所」欄は、名称及び住所を記入してください。
5. 財産取得者と使用者が異なる場合は、「備考」欄に使用者名を記入してください。

商店街DX推進事業財産処分承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた上記事業の補助金により取得した財産の処分の承認を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第19条の規定により申請します。

記

1 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称 (品目・型式等)	取得金額	処分の方法・時期	処分の理由
仕 様	取得年月日		

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

（注）処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換、貸付又は担保の提供の別を記載すること。